

幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会要綱

(平成12年3月27日教育長決定)

(設置)

第1条 幼稚園教育職員（板橋区教育委員会の任命に係る区立幼稚園に勤務する教育職員をいう。）に対する懲戒、分限等に関する処分を審査するため、板橋区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に幼稚園教育職員懲戒分限審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

(掌理事務)

第2条 審査委員会は、教育委員会が必要と認め諮問したときは、それに応じ、幼稚園教育職員に対する次に掲げる処分について審査答申する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づく懲戒処分
- (2) 地方公務員法第28条の規定に基づく分限処分

(組織)

第3条 審査委員会は、教育委員会事務局次長、教育総務課長、学務課長及び指導室長の職にある者をもって充てる。

- 2 審査委員会に委員長を置き、教育委員会事務局次長の職にある者を充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、第1項に定める順序により、委員がその職務を代理する。
- 5 委員長は、特に必要があると認めるときは、事案に関係のある者（当該審査対象者を除く。）の出席を求め、意見を徴することができる。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の非公開)

第5条 審査委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 審査委員会に関係する者は、審査委員会に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(除斥)

第7条 委員長及び委員は、その親族の一身上の事案については、その議事に参与することができない。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、指導室教職員係にて行う。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。